

# 松野町特定事業主行動計画

令和3年度～令和7年度

令和3年4月

令和6年3月 一部改定

松 野 町 長  
松 野 町 議 会 議 長  
松野町選挙管理委員会  
松 野 町 農 業 委 員 会  
松 野 町 教 育 委 員 会

# 松野町特定事業主行動計画

## I 総論

### 1 背景と目的

急速に少子化が進むわが国において、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育てられる環境の整備のために、国、地方公共団体、事業主及び国民等、様々な主体が社会を挙げて取り組むこととなりました。

本町においても、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間を前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間を後期計画として松野町特定事業主行動計画を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援に取り組みました。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 15 条に基づく行動計画の策定にあたり、次世代育成支援対策推進法に基づく「松野町特定事業主行動計画」と一体のものとし、平成 28 年度からの 5 カ年計画として取組んできたところです。

女性職員の登用の拡大は、女性の活躍の一側面を図るものですが、それにとどまるのではなく、全ての女性職員がどの役職段階においても、その個性と能力を十分に発揮できることを目指して推進する必要があります。

また、多様な人材を活かすダイバーシティ・マネジメントは、公務部門に対するニーズのきめ細かい把握や新しい発想を生み出すことなどを通じて、政策の質と公務部門におけるサービスを向上させることから、女性活躍の観点からも、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）を推進するとともに、職員の意識改革や職場の環境づくりなど、さらなる取組みを行うこととします。

### 2 計画期間

計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

### 3 計画の推進体制

- (1) 組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、松野町衛生委員会の協力を得て、継続的に計画の進捗状況を確認します。
- (2) 法に関する研修・講習、情報提供等を実施します。
- (3) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を適切に行います。

- (4) 啓発資料の作成・配布等により、行動計画の内容を周知徹底します。
- (5) 職員のニーズを踏まえ、その後の対策の実施や計画の見直しを図ります。

## Ⅱ 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。
- イ 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- ウ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。
- エ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととします。

#### (2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得促進

- ア 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次有給休暇の取得促進について周知徹底を図ります。
- イ 父親となる職員が休暇を取得しやすい環境をつくるため、職場において必要に応じた体制をつくるよう努めます。

#### (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

##### ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各課（室・局）に通知・配布し、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図ります。
- ② 育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行います。
- ③ 本人及び配偶者の妊娠を申し出た職員に対し、育児休業等の制度・手続について説明を行います。
- ④ 研修等において、育児休業制度等の制度説明を行います。

##### イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行います。
- ② 庁議等の場において、人事担当課から育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行います。

##### ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付等を行います。
- ② 希望者には復職時における研修等を実施します。

エ 育児休業等に伴う任期付採用及び臨時的任用制度等の活用

人事配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。

令和7年度までに、育児休業等の取得率を男女ともに100%とします。

※松野町職員の育児休業取得者率（平成28年度～令和2年度中）

女性：100%      男性：0%

（4）不妊治療を受けやすい職場環境の醸成

ア 出生サポート休暇を周知するとともに、治療に専念できる環境整備を図るため、休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

イ 仕事と治療の両立ができるよう、管理職に対する意識啓発に努めます。

（5）時間外勤務の縮減等、働き方改革の推進

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る制度の周知

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について、周知徹底を図ります。

イ 一斉定時退庁日等の実施

① 毎週水曜日をノー残業デーとし、館内放送及び電子掲示板等による注意喚起を行い、定時退庁に取り組めます。

② 人事担当課長の指導による定時退庁の実施・推進を図ります。

③ 定時退庁ができない職員が多い部署を把握し、管理職員への指導の徹底を図ります。

ウ 事務の簡素合理化の推進

① 既存業務の内容、処理体制等の見直しを随時行い、事務量全体の圧縮に努めます。

② 各職員に効率的な事務遂行を意識付けます。

③ 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止します。

④ 会議や打合せは、電子メール・電子掲示板等を活用するとともに、資料の事前配付により短時間で効率よく行うように努めます。

エ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

人事担当課は、職員の時間外勤務の状況を把握し、特定の職員に事務が偏ることがないように努め、時間外勤務の多い職場の注意喚起を行うとともに、管理職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図ります。

オ その他

健康診断及びストレスチェックの実施、メンタル相談事業の利用等、職員の健康面における取組を充実させます。

職員の1年間の時間外勤務時間数について、人事院の定める上限 360 時間以内を徹底します。

(6) 女性職員を対象とした取組

管理職に必要なマネジメント能力等の付与のため、研修等への女性職員の参加を促し、キャリア形成を支援します。

令和7年度までに、課長級の女性職員の割合を25%とします。  
(令和2年度実績 8%)

(7) 休暇の取得促進

ア 年次有給休暇の取得促進

- ① 職員が、年間の年次有給休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図ります。
- ② 管理職員は、定期的に年次有給休暇の取得を促し、職場の意識改革に努めます。
- ③ 管理職員は、部下の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得を指導させます。
- ④ 事務の効率化を図るとともに、事務処理において相互応援ができる体制を整備し、職員の計画的な年次有給休暇の取得促進を図ります。

イ 連続休暇等の取得促進

- ① 月・金と休日を組み合わせて年次有給休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進を図ります。
- ② 国民の祝日や夏季休暇等とあわせた年次有給休暇の取得促進を図ります。
- ③ 国民の祝日、ゴールデン・ウィークにおける公式会議の自粛を行います。

令和7年までに、職員1人あたりの年次有給休暇の取得日数を12日以上とします。(令和2年実績 6.9日)

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図ります。

(8) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

ア 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発を行います。

イ セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント等のハラスメント防止のための情報提供や意識啓発を行います。

(9) 人事評価への反映

仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けてとられた行動については、人事評価において適切に評価される制度づくりに努めます。

## 2 その他次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

ア 子どもを連れた方が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等ソフト面でのバリアフリーの取組を促進します。

イ 施設利用者等の実情を勘案して、必要に応じて授乳室を設置します。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

① 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動への職員の積極的な参加を支援します。

② 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供します。

③ 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を生かした指導を実施します。

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

① 交通ルールへの遵守、交通違反の撲滅等、交通事故の防止対策を徹底します。

② 交通安全週間等における街頭指導等の地域活動への積極的な参加を図ります。

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や青少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を促します。